

令和 2 年 (2020 年) 2 月 3 日  
政策会議資料  
総務部法制室

## 吹田市長等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、市長等の本市に対する損害賠償責任の一部を免除するため、本条例を制定しようとするものです。

### 1 条例制定の背景（地方自治法の改正の趣旨）

地方自治法が改正され、条例において、地方公共団体が有する長その他の職員に対する損害賠償責任（例：住民訴訟において市長等に損害賠償請求を命じる判決が言い渡された場合の損害賠償責任）について、職務上、善意でかつ重大な過失がないときは、その損害賠償責任額から、長その他の職員の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌し、当該条例で定める額（政令で定める最低額を下回る額を定めることはできません。）を控除して得た額を免除する旨を定めることができることとされたものです。

#### 【イメージ図】



地方公共団体に対する長その他の職員の損害賠償責任額のうち、あらかじめ定めた額を除いた残りの額を免除する旨を条例で定めることが可能となります。

### 2 条例制定の理由

- (1) 現行の法制度上、住民訴訟の対象となる地方公共団体の長その他の職員の損害賠償責任（会計職員等の賠償責任を除きます。）については、その職員に軽過失しかない場合にも相当因果関係のある損害の全額について追及されることとなります。
- (2) 近年においても、地方公共団体の長その他の職員に対する 1 億円を超える高額で過酷な賠償責任を認める住民訴訟の判決が出されていますが、関連する最高裁判決における各裁判官の補足意見においては、職員個人に責任を負わせることが柔軟な職務執行を萎縮させるといった指摘もされています。

- (3) 本市においても、区画整理事業等の都市基盤整備事業をはじめとする様々な施策を進めていく中で、住民、開発事業者、行政等との利害を調整することが困難な場面が起こることは十分に予想され、本市職員が住民訴訟による厳しい過失責任を問われるという可能性は十分にあります。
- (4) 本市職員が必要以上の心理的負担を受けずに、公正に職務を執行することが可能となるよう本条例を制定しようとするものです。

### 3 条例案の内容

#### (1) 損害賠償責任の一部免除

地方自治法の規定に基づき、本市は、市長その他の職員の本市に対する損害賠償責任を、当該職員がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、当該職員が損害賠償責任を負う額から(2)の損害賠償責任を免除することができない額を控除した額について免除することとします。

#### (2) 損害賠償責任を免除することができない額

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額とします。

ア 市長 基準給与年額に2を乗じて得た額

イ 市長以外の職員 基準給与年額

**※ 基準給与年額 一部の手当を除く給与の1会計年度当たりの額に相当する額**

#### (3) 施行期日等

令和2年4月1日から施行することとし、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用します。

### 4 条例案の内容を参酌基準と異なる内容とする理由

#### (1) 参酌基準は、損害賠償責任を免除することができない額を、基準給与年額に、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た額としています。

ア 市長 6

イ 副市長、教育長・教育委員会委員、選挙管理委員及び監査委員 4

ウ 公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、消防長及び水道事業管理者 2

エ その他の職員 1

#### (2) 軽過失の職員に求め得る責任の相当範囲

ア 参酌基準及び本条例案に基づき算定した本市職員（常勤の特別職職員及び部長級一般職職員）に係る損害賠償責任を免除することができない額は、次のとおりです。

| 職員の区分     | 参酌基準による額      | 本条例案による額     |
|-----------|---------------|--------------|
| 市長        | 121,926,000 円 | 40,642,000 円 |
| 副市長       | 71,220,000 円  | 17,805,000 円 |
| 教育長       | 62,704,000 円  | 15,676,000 円 |
| 常勤の監査委員   | 44,124,000 円  | 11,031,000 円 |
| 水道事業管理者   | 31,352,000 円  | 15,676,000 円 |
| 部長級職員（平均） | 10,971,000 円  | 10,971,000 円 |

※平成30年度給与額（決算額）をもとに算出

イ 免責条例の適用は、損害賠償責任を負うことについて、職員が軽過失の場合に限定されますので、故意又は重過失の悪質な場合については、その適用はなく、原則としてその全額の賠償責任を負うこととなります。

ウ 軽過失の場合、免責条例が適用されるとしても、参酌基準による賠償金では、職員（特に常勤の特別職職員）がこれを負担した上で生活を維持していくことは、現実的には困難であり、故意又は重過失の場合の責任負担とのバランスが取れているとはいえません。

エ よって、軽過失の場合に職員が負担すべき賠償責任額は、職員が現実的に負担し得る額とすべきであり、職員の1年分の年収に相当する基準給与年額とするものです。ただし、市長については、本市の統括代表者であり、財政の責任者としての重要な権限を有することから、基準給与年額の2年分とします。

## 5 市民意見提出手続について

吹田市民の意見の提出に関する条例に基づく市民意見提出手続については、本条例案の内容が、本市の職員に対する損害賠償請求権の一部免除という、市の財産（債権）の管理について定めるものであることから、同条例第4条の規定（第7号キ該当）により適用除外とします。

## 6 今後のスケジュール等について

- (1) 令和2年2月定例会に条例案を提出
- (2) 地方自治法の改正により、議会は、免責条例の制定改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないこととされていますので、監査委員から要請があれば、本条例案の制定の趣旨、内容等について、説明を行います。